

【次期計画の策定に係る意見交換について】

- 現在、第6次行財政改革推進計画（後期プラン）に基づき行革の取組を進めていますが、本計画が令和3年度に終了することに伴い、次期計画（令和4年度以降の取組）の策定を検討しています。
- 次期計画の策定を行う場合は、策定方針（策定趣旨、目指す方向性、取組の視点等）を決定し、その方針に基づいた具体的な取組を市内部で企画・立案していくとともに、行財政改革推進会議及び市議会からご意見をいただき精査していく予定です。
- この策定方針を作成するにあたり、まずは計画策定の必要性を含め今後の方向性について、行財政改革推進会議のご意見を伺い参考とさせていただきたく、意見交換を行うものです。

《次期計画を策定する場合のスケジュール概要》



●佐世保市の行政経営について(現状①)

行政経営戦略サイクル(第7次佐世保市総合計画)

佐世保市では、ヒト・モノ・カネといった限られた行政資源を有効に活用し、最大限の成果を出すために、「行政経営戦略サイクル」を導入し、展開します。

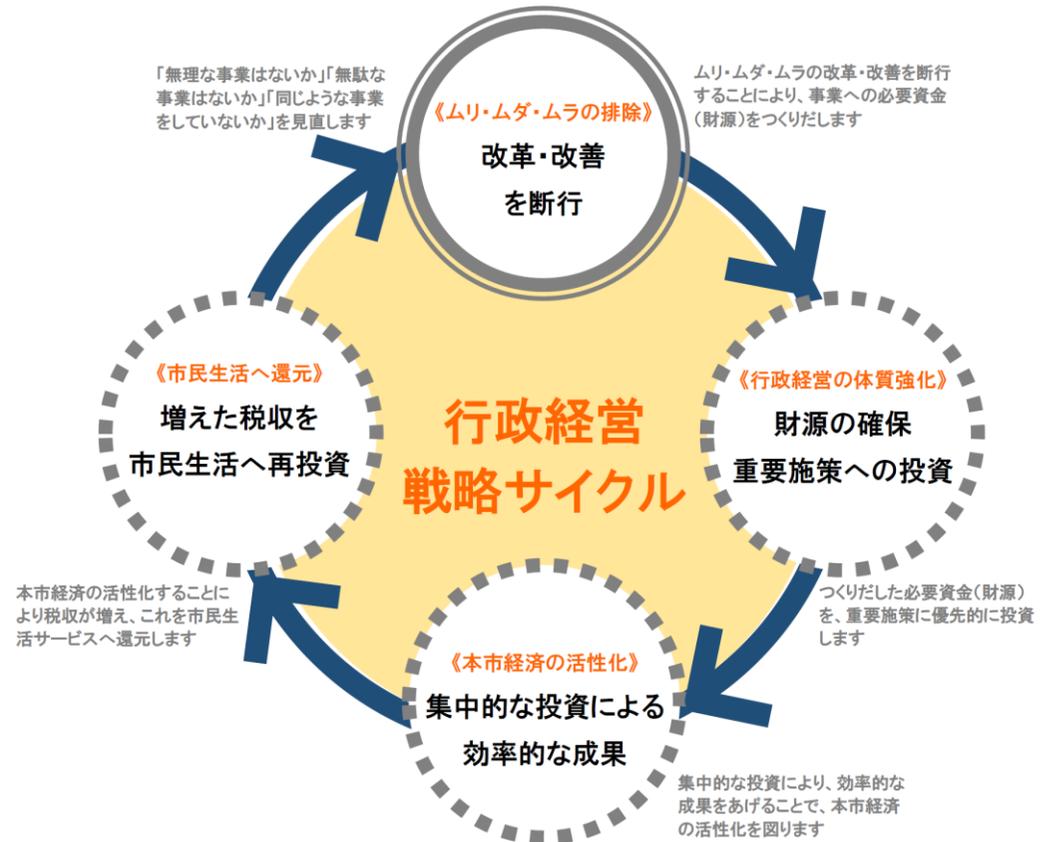
行政経営戦略サイクルが目指すところは、①ムリ・ムダ・ムラの排除、②行政経営の体質強化、③本市経済の活性化の3つです。

具体的には、まず、「無理な事業はないか」「無駄な事業はないか」「同じような事業をしていないか」といった、改革・改善を行います(ムリ・ムダ・ムラの排除)。

この改革・改善により、必要な事業に対する財源を確保することができ、この財源を「重要施策」へ優先的に投資することが可能となります(行政経営の体質強化)。

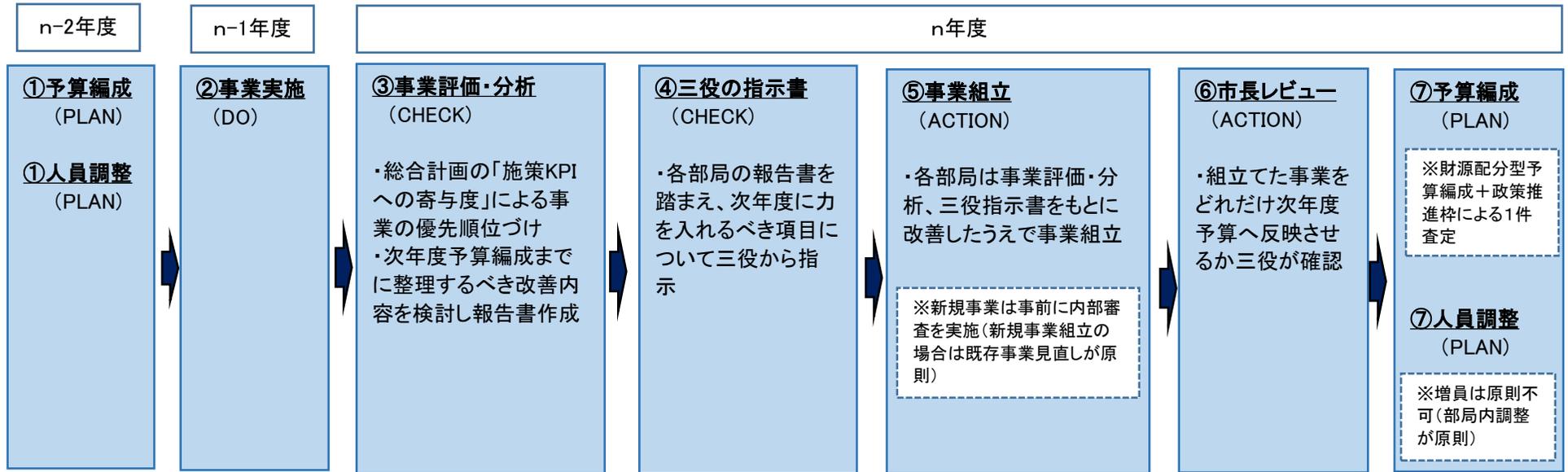
また、重要施策へ行政資源を集中的に投資することで、分野横断的に行う各重要施策の成果を効率的に出していこうと考えています(本市経済の活性化)。

その結果、増えた税収を、介護や医療保険などの社会保障費や教育・子育て支援等に関する政策へ再投資することにより、市民生活へ還元していきます。



●佐世保市の行政経営について(現状②)

行政経営の年間フロー



【通年】
重要事項については、「佐世保市経営戦略会議」において随時意思決定



現プラン

●第6次行財政改革推進計画(後期プラン)[H29～R3]策定の背景と目的等

【背景】

- 厳しくなる財政状況(合併算定替の段階的な終了、社会保障費・施設維持更新経費等の増加)
- トプランナー方式(民間委託等の業務改革を実施している団体の経費水準を基準財政需要額の算定に反映)の導入による民間活力の更なる活用
- 地方分権の推進(中核市移行・連携中枢都市圏形成等)

【目的】

- より質の高い行政サービスをより低いコストで提供すること

＝地方自治法第2条第14項の実現に向けた取組推進

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」

【基本目標】

- 財政見通しで示した平成29年度から令和3年度の収支不足額の解消による健全な財政運営のもとで行政サービスの安定的な提供を図る。
[前期プランから継続]

《数値目標》

- 収支不足解消(128億円)
- 普通会計職員数(1,930人以下、△172人以上)
- 財源調整基金残高(標準財政規模の10%以上)
- 実質公債費比率(12%以下)
- 経常収支比率(90%以下)

●第3次改革工程表まで(H29～R元年度)の実績

改革の視点別にこれまでの主な取組実績を整理すると、

視点1 職員の意識改革(自発的改革の取組)

- 人事評価等による適材適所の人事配置や次長職以上の勤勉手当への反映
- 人事評価と連動した職員研修の実施による人材育成
- S-1グランプリ(SWITCHプロジェクト、スマートプロジェクト)による改善意識の醸成
- ORPA・AIを活用した事務効率化、マイナポータル運用(児童手当、保育所関係)によるサービス向上
- 事務事業の整理合理化
 - ▶財源配分型予算編成によるスクラップアンドビルドの徹底・サンセット方式の運用等によるリーディングプロジェクトへの財源の重点配分

視点2 適正な行財政規模への是正と受益者負担の適正化

- 補助金等ガイドラインに基づく補助金等の検証・見直し
- 定員管理の適正化[普通会計職員数H29.4.1 2,102人→R2.4.1 2,036人]
- 公共施設適正配置・保全実施計画の実行による延床面積・維持管理経費の削減

視点3 官民連携の推進

- 公共施設の整備・管理運営への民間活力の導入
 - ▶中央公園リニューアルへのPark-PFI等手法導入
 - ▶卸売市場への指定管理者制度導入、島瀬美術センターへの指定管理者制度導入に向けた条例整備[文化施設3館の一元管理]
- 窓口・受付部門への民間活力の導入・検討
 - ▶総合窓口の開設(本庁舎1階)と各種証明書発行業務の委託
 - ▶国保・後期高齢者医療保険及び国民年金に関する窓口・受付業務の委託に向けた体制検討
- 地域コミュニティの再構築・活性化
 - ▶地域コミュニティの基本理念や市民等・住民自治組織・事業者の役割や市の責務、町内会への参画促進等を推進する「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」制定
 - ▶地域づくりを推進する新たな地域コミュニティ組織である地区自治協議会設立
 - ▶地区公民館のコミュニティセンター化に向けた協議・検討

現プラン

●第6次行財政改革推進計画(後期プラン)の実績を踏まえた考察

- ✓プランの取組範囲が広く、具体性を持った内容を示せていない。
- ✓数値目標としている収支不足の解消は行われているが、各部局の改革改善によるものより、予算編成時の査定による財源調整に基づくものも多く見られる。(各部局は再構築[ビルド]には注力するが、廃止[スクラップ]ができていない)
- ✓定員管理の適正化についても、これまで関係団体との協議により進めてきた経緯があり、見直し箇所を明示し検討を促すことなく、各部局の増員要求を受け付けてきた(受動的であった)ことが改革改善の意識を低下させる要因になっている状況。(R2年度は見直し箇所を公表予定)
- ✓よって、予算編成や定員管理について、各部局のマネジメント機能の強化を目指し、権限移譲やインセンティブ制度の導入など、新たな仕組みについて検討する必要がないか。
- ✓改革の視点1に「職員の意識改革(自発的改革の取組)」を掲げ、人材育成型の人事評価やその評価と連動した職員研修の実施、S-1グランプリによる意識の醸成などを進めているが、このことにより改革改善の意識を高め、それを行動に結びつけることで、職員や組織のパフォーマンスの最大化を図るには、なお一定の時間を要すると思われるが、その取組を加速させるため、職員のモチベーションを高めるような人事制度面での新たな仕組みの導入が必要ではないか。
- ✓改革の視点2に「適正な行財政規模への是正と受益者負担の適正化」を掲げ、普通交付税基準財政需要額と本市事業費との比較分析により適正化を図っているが、比較レベルの相違等により詳細な分析が難しいという側面があり進んでいないのであれば、別の方策を検討すべきではないか

次期プラン

●今後の取り巻く環境

- 2040年頃にかけて顕在化する変化と課題【第32次地方制度調査会答申(R2.6.26)】
 - ✓生産年齢人口の減少幅増大は、サービス提供や地域の経済活動の制約要因。
 - ✓介護需要が高まる85歳以上の人口は2015年から倍増、75歳以上の単身世帯は2015年の約1.5倍。
 - ✓他方、Society 5.0の到来をはじめ、今後も予想できない新たな技術が登場する可能性がある。(IoTによりモノと人がつながれば、人材不足や距離、年齢等の制約へ対応できる可能性)
 - ✓住民のライフコースや価値観は変化・多様化し、組織や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方、生き方を選択できる社会へ。

[目指すべき地方行政の姿]

- ①地方行政のデジタル化
- ②公共私連携
- ③地方公共団体の広域連携
- ④地方議会への多様な住民の参加

- 厳しくなる財政状況【本市財政見通し】
社会保障費・施設維持更新経費等の増加[R2~6の累積収支▲234億円]
- ウイズコロナへの対応とポストコロナを見据えた行財政運営

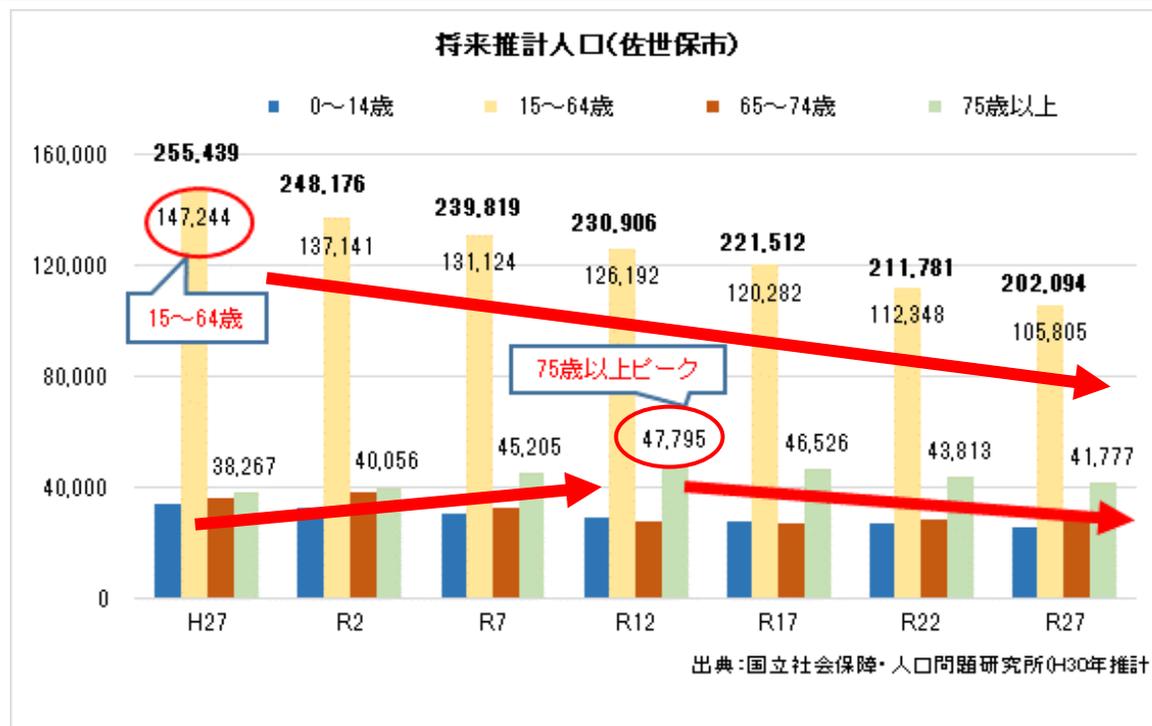
【本日の意見交換テーマ】

次期計画の必要性を含め、今後の方向性を検討するあたり、主に次の視点からご意見ををお願いします。

- ①組織・機構、人員について、②財政運営について、③職員の意識の持ち方について +手段としてのICTの活用

●生産年齢人口の減少と高齢社会の進行

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の将来推計人口は、令和27年には約20万人まで減少すると推計されています。さらに人口構造別にみると、75歳以上の後期高齢者人口は令和12年まで増加する一方、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少していくものと推計されています。



【人口構成】

	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
総数	255,439	248,176	239,819	230,906	221,512	211,781	202,094
0～14歳(年少人口)	33,821	32,672	30,939	29,263	27,815	26,784	25,614
15～64歳(生産年齢人口)	147,244	137,141	131,124	126,192	120,282	112,348	105,805
65歳以上(老年人口)	74,374	78,363	77,756	75,451	73,415	72,649	70,675
うち65～74歳	36,107	38,307	32,551	27,656	26,889	28,836	28,898
うち75歳以上(後期高齢者人口)	38,267	40,056	45,205	47,795	46,526	43,813	41,777

【人口割合】

	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳(年少人口)	13.2%	13.2%	12.9%	12.7%	12.6%	12.6%	12.7%
15～64歳(生産年齢人口)	57.6%	55.3%	54.7%	54.7%	54.3%	53.0%	52.4%
65歳以上(老年人口)	29.1%	31.6%	32.4%	32.7%	33.1%	34.3%	35.0%
うち65～74歳	14.1%	15.4%	13.6%	12.0%	12.1%	13.6%	14.3%
うち75歳以上(後期高齢者人口)	15.0%	16.1%	18.8%	20.7%	21.0%	20.7%	20.7%

●公共施設等の現状と将来更新費用の増加

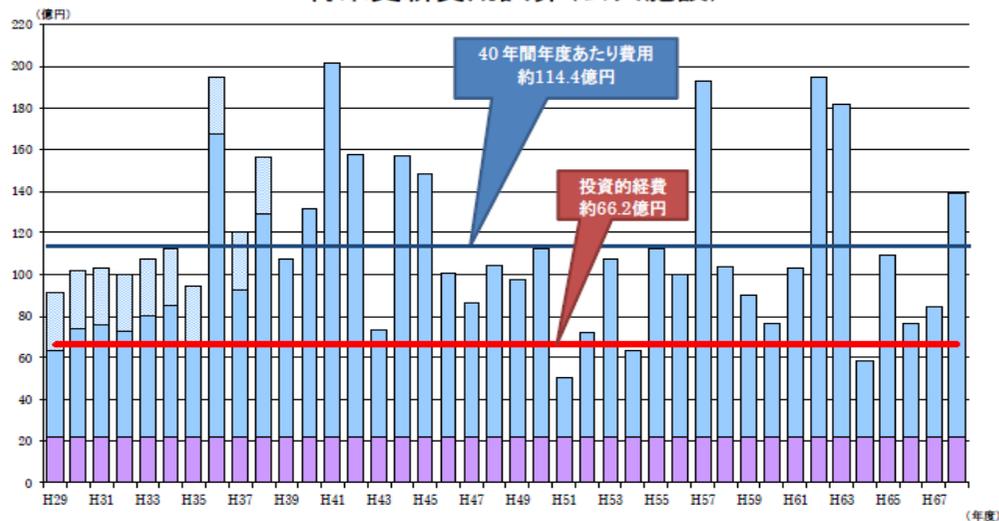
本市における公共施設面積の約49%は、建築後30年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。

これらの施設は、今後一斉に更新時期を迎えることになり、多額の更新費用が必要になることが想定されます。建築後50年で改築を行うと仮定した場合の今後のコスト試算をした結果、将来40年間で年度あたりの平均費用は約114.4億円となり、過去5年間の公共施設にかかる投資的経費約66.2億円を大きく上回ります。

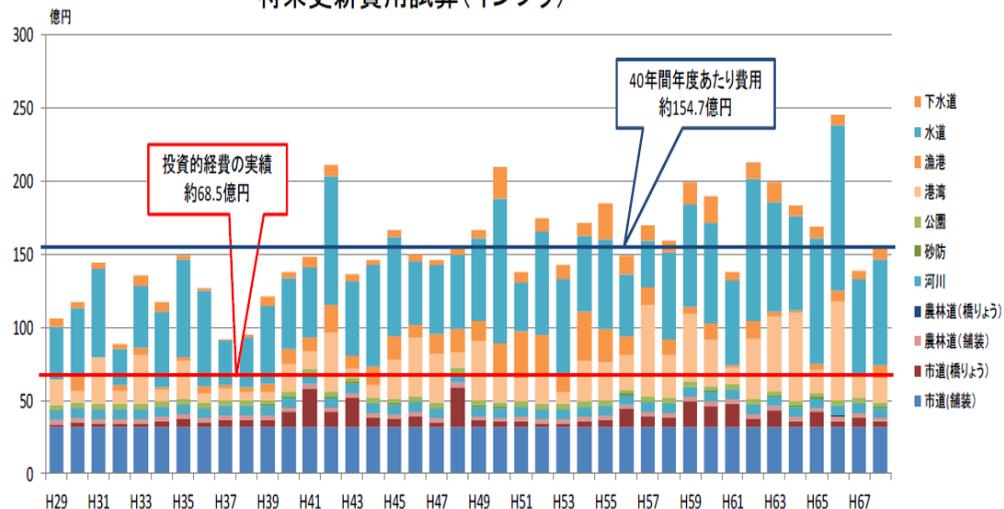
インフラにおいても、整備後30年以上経過し老朽化が進んだものがあります。

インフラ種別ごとに整備後一定期間で更新を行うと仮定した場合の今後のコスト試算をした結果、将来40年間で年度あたりの平均費用は約154.7億円となり、過去5年間のインフラにかかる投資的経費約68.5億円を大きく上回ります。

将来更新費用試算(公共施設)



将来更新費用試算(インフラ)



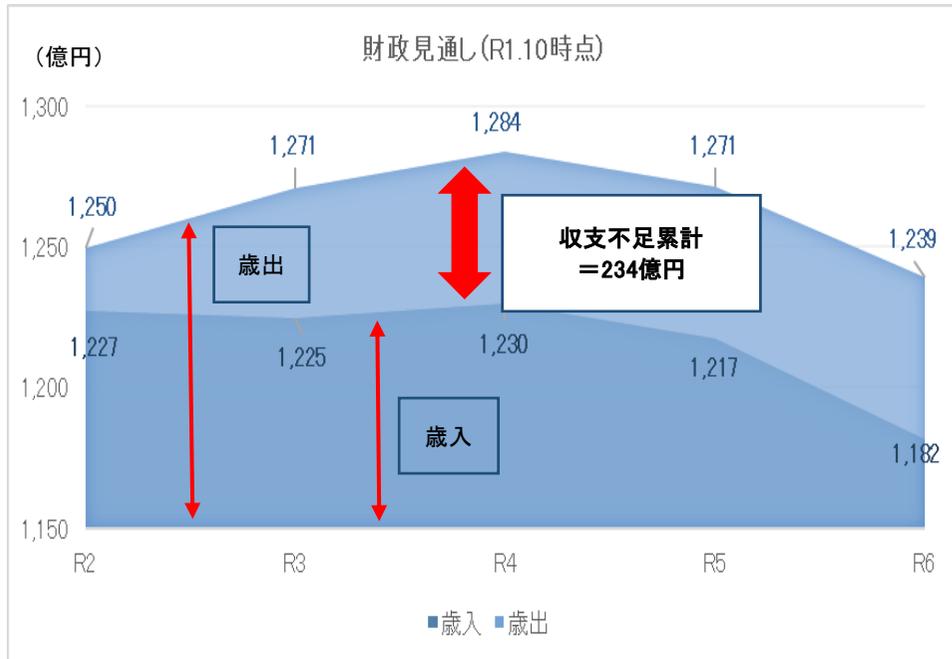
※この将来更新費用試算の費用は、個々の施設の現状をもとに算出したものではなく、一定の条件設定のもと試算したものです。

(出典:佐世保市公共施設等総合管理計画 概要版[平成29年3月])

●中期財政見通し

令和2年度から令和6年度までの財政見通し[R1.10時点]では、5年間の累計で234億円の収支不足を見込んでいます。

これは、歳入では税収等の一般財源の増加が見込めない中、歳出において大型事業や施設保全・長寿命化対策などの普通建設事業費や社会保障関係費が増加することによるものであり、財源調整2基金を全額繰り入れても収支不足が解消できない厳しい状況です。また、地方債元金償還額から地方債発行額を差し引いたプライマリーバランスは令和4年度まで赤字基調で推移する見込みです。



令和2～6年度 中期財政見通し(R1.10時点)

(単位: 億円)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地方税	292.5	287.1	288.4	289.1	284.7
実質的な地方交付税	289.8	290.3	288.2	288.2	290.9
うち合併算定替	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0
国・県支出金	332.4	346.8	355.3	366.6	340.9
地方債	104.9	118.6	112.2	90.2	82.6
うち臨時財政対策債	30.9	30.9	30.7	30.7	31.0
その他	238.4	212.7	216.3	213.9	213.5
歳入合計 (A)	1,227.1	1,224.6	1,229.7	1,217.4	1,181.6
うち純一般財源	644.6	639.7	638.9	639.6	637.9
人件費	179.5	179.5	179.4	179.4	179.8
社会保障関係費	438.7	446.9	456.0	464.6	474.5
公債費	114.8	112.0	113.1	113.1	113.1
うち元金償還金	104.9	101.2	101.3	100.3	99.5
普通建設事業	184.9	209.3	205.6	210.4	157.4
その他	331.7	323.3	329.6	303.6	314.2
歳出合計 (B)	1,249.6	1,270.9	1,283.8	1,271.1	1,238.9
歳入・歳出収支 (C)=(A)-(B)	△ 22.5	△ 46.3	△ 54.0	△ 53.7	△ 57.3
累積収支	△ 22.5	△ 68.8	△ 122.8	△ 176.6	△ 233.9
財源調整2基金年度末残高	67.3	22.1	△ 30.7	△ 82.9	△ 138.7
地方債残高	1,090.6	1,108.0	1,118.9	1,108.9	1,092.0
プライマリーバランス = (b)-(a)	0.0	△ 17.4	△ 10.9	10.0	16.9

自治体戦略2040構想研究会 第一次・第二次報告の概要

※H30.7公表(本研究会は総務大臣主催の研究会)

I 我が国の人口の動向・人口段階別市区町村の変動(2015→2040)(P.1~3)

II 2040年頃までの個別分野の課題(P.4~9)

第一次報告

- 1 子育て・教育
- 2 医療・介護
- 3 インフラ・公共交通
- 4 空間管理・防災
- 5 労働力
- 6 産業・テクノロジー

III 2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応(P.10・11)

第一次報告

- 1 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏
- 2 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全
- 3 スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

IV 新たな自治体行政の基本的考え方(P.12・13)

第二次報告

- 1 スマート自治体への転換
- 2 公共私による暮らしの維持
- 3 圏域マネジメントと二層制の柔軟化
- 4 東京圏のプラットフォーム

労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

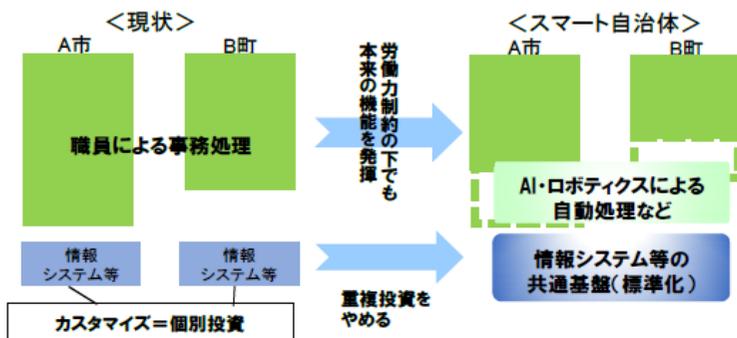
スマート自治体への転換

<破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>

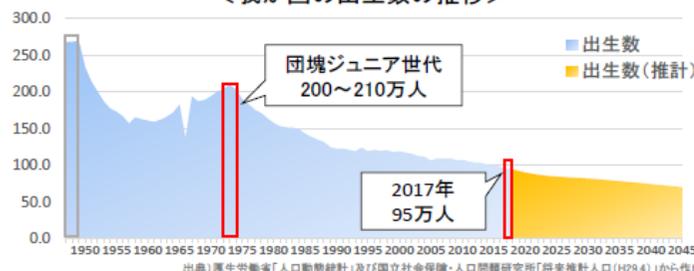
- 経営資源が大きく制約されることを前提に、**従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮**できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、**AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理**するスマート自治体へ転換する必要。

<自治体行政の標準化・共通化>

- **標準化された共通基盤**を用いた効率的なサービス提供体制へ。
 - 自治体ごとの情報システムへの**重複投資をやめる枠組み**が必要。円滑に統合できるように、**期限を区切って標準化・共通化を実施**する必要。
- ⇒ 自治体の**情報システムや申請様式の標準化・共通化**を実効的に進めるためには、**新たな法律**が必要となるのではないかと。



<我が国の出生数の推移>



公共私によるくらしの維持

<プラットフォーム・ビルダーへの転換>

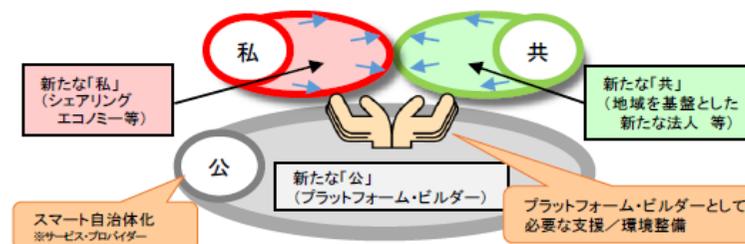
- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。
⇒ 自治体は、新しい**公共私相互間の協力関係**を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要。
- 共・私が必要な人材・財源を確保できるように**公による支援や環境整備**が必要。

<新しい公共の協力関係の構築>

- **全国一律の規制を見直し**、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど**技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能**が求められる。

<くらしを支える担い手の確保>

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、**人々のくらしを支えるために働ける新たな仕組み**が必要。**地域を基盤とした新たな法人**が必要。
- 地方部の地縁組織は、**法人化等による組織的基盤の強化**が必要。



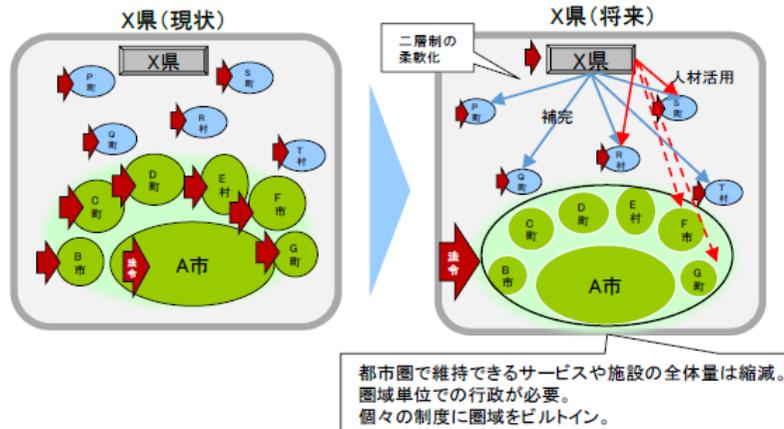
圏域マネジメントと二層制の柔軟化

<地方圏の圏域マネジメント>

- 個々の市町村が**行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位での行政をスタンダード**にし、戦略的に圏内の都市機能等を守る必要。
 - 現状の連携では対応できない**深刻な行政課題への取組**を進め、広域的な課題への対応力（**圏域のガバナンス**）を高める仕組みが必要。
 - **個々の制度に圏域をビルトイン**し、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化等が必要。
- ⇒ **圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組み**を設け、中心都市のマネジメント力を高めることが必要ではないか。

<二層制の柔軟化>

- **都道府県・市町村の二層制を柔軟化**し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築が必要。
- 核となる都市がない地域では**都道府県が市町村の補完・支援**に本格的に乗り出す必要がある。
- 都道府県・市町村の垣根を越え、**専門職員を柔軟に活用**する仕組みが必要。



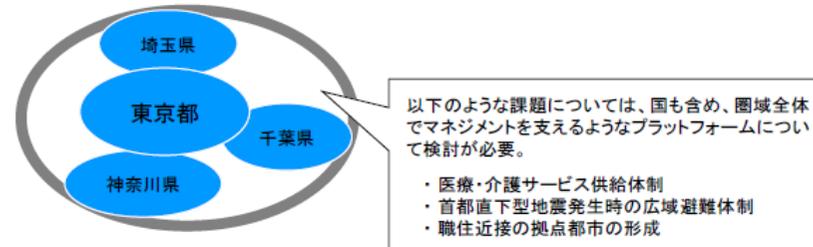
東京圏のプラットフォーム

<三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法>

- **東京圏**では、市町村合併や広域連携の取組が進展していない。**早急に近隣市町村との連携やスマート自治体への転換**をはじめとする対応を講じなければ、人口減少と高齢化の加速に伴い危機が顕在化。
- 社会経済的に一体性のある圏域の状況は、三大都市圏で異なる。最適なマネジメントの手法について、**地域ごとに枠組みを考える必要**。

<東京圏のプラットフォーム>

- 利害衝突がなく連携しやすい分野にとどまらず、連携をより深化させ、**圏域全体で負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成**を図る必要。
- ⇒ 今後も我が国の有力な経済成長のエンジンとしての役割を果たしていくため、東京圏全体で対応が必要となる深刻な行政課題に関し、**国も含め、圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォーム**についての検討が必要。
 - 長年にわたる**医療・介護サービス供給体制**を構築する必要。
 - 首都直下地震に備え、**広域的な避難体制**の構築が必要。
 - 仕事と子育て等を両立しやすい環境づくりの観点からも、都心に通勤しなくても済むような、東京23区外で**職住近接の拠点都市**の構築が必要。



2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申[概要](行革局作成) (第32次地方制度調査会)

※R2.6.26答申(内閣総理大臣諮問)

第1 基本的な認識

1 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題

- ・我が国の人口は2040年頃に毎年90万人が減少。
- ・生産年齢人口(15～64歳)の減少幅は増大し、サービス提供や地域の経済活動の制約要因。
- ・介護需要が高まる85歳以上の人口は2015年から倍増、75歳以上の単身世帯は2015年の約1.5倍。
- ・インフラが老朽化し更新需要が高まるが、負担を分かち合う住民や維持管理・更新に必要な人材は減少。
- ・Society5.0の到来を始め、今後予想できな新技術が登場する可能性(IoTによりモノと人がつながれば、人材不足や距離、年齢等の制約へ対応できる可能性)。
- ・住民のライフコースや価値観は今後も変化・多様化し、組織や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方、生き方を選択できる社会へ。

2 新型コロナウイルス感染症のリスク・課題

- ・感染症による外出抑制や人と人の接触機会の低減はサービスの供給や地域経済活動の制約要因。
- ・他方テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人とのつながりが経済、医療、教育などの分野で大きな効果を発揮されており、社会のデジタル化は地域における多様で柔軟な働き方を実現。

3 目指すべき地方行政の姿

- ・変化やリスクに適応していくためには、現在の社会システム(制度、インフラ、ビジネスモデル、社会的な慣習等)をデザインし直す好機と捉え、官民を問わず、国・地方を通じて以下の対応が必要。
 - ①地方行政のデジタル化
 - ②公共私連携と地方公共団体の広域連携
 - ③地方議会への多様な住民の参画

第2 地方行政のデジタル化

1 国・地方を通じた行政手続きのデジタル化

- ・デジタル行政推進法により、個々の手続きやサービスを一貫してデジタルで簡潔する「デジタルファースト原則」や一度提出した情報を再度提出させない「ワンスオンリー原則」といった基本原則が定められ、国の行政手続きに係る申請や処分通知ではオンライン実施が原則化、地方公共団体もオンライン化の努力義務化。
- ・国民の利便性向上や行政の効率化を実現するインフラとして導入されたマイナンバー制度の活用と機能発揮を通じた更なる普及を図り、国、地方公共団体が協力して行政手続きのデジタル化を推進すべき。

2 地方公共団体の情報システムの標準化

- ・住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、個々の地方公共団体でのカスタマイズや共同利用に関する団体間の調整を原則不要とするとともに、ベンダロックインを防ぎ、事業者間のシステム更改を円滑にするため、システムの機能要件や様式等を法令に根拠を持つ標準を設け、各事業者は当該標準に則ったシステムを開発して全国的に利用可能な形で提供することとし、地方公共団体は原則これら標準準拠システムを利用することとすべき。

3 AI等の活用

- ・AI等の最先端の技術の導入については、機能の高度化、費用の軽減の観点から、多数の団体による共同利用につなげる必要がある。
- ・こうした技術の中でも、RPAのように、共通性が高い業務を中心に、効率化が実証されているものは、業務プロセスを標準化した上で、共同利用を進めることが考えられる。

4 人材面での対応

- ・地方行政のデジタル化を進める上で、専門人材の確保、育成の対応が必要であり、ICT人材が逼迫する中、国は地方公共団体において、専門人材の広域的な確保等地域の実情やニーズに応じて対応することが必要。

第3 公共私連携

1 連携・協働のプラットフォームの構築

・多様な主体の連携・協働の基盤によって、快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域社会を形成していくため、市町村はこれらの主体を役割をネットワーク化した上で、プラットフォームを構築していく役割を担うことが期待される。

2 民間人材と地方公務員の交流環境の整備

・地域社会における多様な主体の連携・協働の基盤として、人材が組織の枠を越えて地域社会で活躍できるような環境整備が重要。このため地方公共団体は、公務以外の職を経験した人材を獲得する機会や職員が公務に就きながら公務以外の経験を得る機会を増やすなどの工夫を積み重ねていくことが考えられる。

3 地縁法人制度の再構築

・コミュニティ組織が様々な団体との契約や連携による事業の幅の広がりを容易にする観点から、法人格の取得は持続的な活動基盤を整える上での有用な方策の1つであり、一般社団法人や特定非営利活動法人、営利目的の場合は株式会社として法人格を取得することも考えられる。

・地方自治法には、自治会・町内会等が不動産等に関する権利等を保有する目的で法人格を取得する地縁型の法人制度として認可地縁団体制度が設けられているが、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度として再構築することが適当。

4 人材・資金の確保等

・地域の課題解決に取り組む担い手等を育成する場を設け、多世代が知識・技能の習得や交流により人材確保・育成の仕組み構築することが考えられる。

・地方公務員が地域活動への参画することも効果的(地域担当制、公務以外でコミュニティ組織の事務局など地域活動等への従事)

・コミュニティ組織の事業展開に関するコーディネートの外部人材からの支援を受け入れることは有用(NPO職員、大学教員、企業社員、地域おこし協力隊など)。

・コミュニティ組織の安定的かつ持続可能な財政運営を図る観点から、市町村業務の委託やコミュニティセンター等の指定管理者としての指定等によって、自主財源の涵養を促すほか、地域の実情に応じて柔軟に活用できる交付金の創設、ふるさと納税やクラウドファンディングの手法を資金確保の環境整備などの支援が考えられる。

第4 地方公共団体の広域連携

1 事務処理の執行段階における広域連携の手法

・例えば、資源や専門人材の共同活用については、地方自治法の事務の共同処理の仕組みや民法上の契約等の更なる活用が期待される。

・専門人材の共同活用には、外部人材を共同活用することが有用。

・事務量が少ない場合、パートタイムでの職員派遣や一連の事務処理過程のうち専門人材によることが必要な部分に係る事務の代執行、専門人材を配置した内部組織の共同設置等の取組も行われている。

・事務やサービスによっては、地方独立行政法人の共同設立などが考えられる。

2 定住自立圏・連携中枢都市圏

・広域的な産業・観光・災害など比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は施設・インフラ等の資源や専門人材の共同利用など合意形成が容易でない課題にも積極的に対応していくことが必要。

・行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等、地域における共や私の担い手の積極的な参画を促し、公共私が連携した取組を充実させることが重要。

3 都道府県による補完・支援の役割の強化

・都道府県による補完・支援の手法については、事務の委託、事務の代替執行、過疎地域における道路の代行整備等に加え、小規模市町村が多い県では法令上の役割分担は変更せず、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する協働的な手法が考えられる。

・他方、この場合、市町村の権限と責任が不明確になり、自主性・自立性を損ねることがないよう、役割分担の合意を明確化することが重要。

・土木技師、建築技師等の技術職員について、都道府県や広域連携に取り組む市町村が増員し、平時には不足している市町村を支援するとともに、大規模自然災害の発生時に必要となる技術職員の中長期派遣要員を確保できるよう、令和2年度から財政措置が講じられており、積極的な活用が期待される。